

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2026過去問テキスト 訂正情報

令和5年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問5の問題文4の3～4行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
23	1～2行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
40	肢エの解説2行目	の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13
106	肢Eの解説3～5行目	[一般の事業] 雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0 (失業給付等1000分の6.5+二事業1000分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業給付等1000分の6.5)	[一般の事業] 雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0 (失業等給付等1000分の6.5+二事業1000分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業等給付等1000分の6.5)	25/1/22
124	肢B	B ○ (船員保険法24法)	B ○ (船員保険法24条)	25/5/14

令和6年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
54	肢Eの解説3～4行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限(14日以内など)はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、所轄労働基準監督署長への報告義務はない。	25/10/8
56	肢Cの根拠条文及び解説1～2行目	(法66条の8の3) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法36条11項(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務)、41条の2	(法66条の8の3、平31.3.29基発0329第2号) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法41条の2	25/10/8

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
60	肢Dの根拠条文及び解説	(法88条1項、別表1) 特定機械等が対象となるため、クレーンは規模に関係なく計画の届出が必要となる。	(法88条1項、令12条1項3号、則85条ほか) 設問の届出が必要とされるクレーンから除かれるのは、つり上げ荷重が「3トン未満(スタッカー式クレーンにあっては、1トン未満)」のものである。	25/10/8
88	雇用〔問2〕の解説2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前2年間(受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間)であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされるが、私傷病を理由として賃金を受けなかった期間は算定対象期間に加算されない。	①算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日(令和5年11月5日)前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	25/12/10
94	肢エの根拠条文	エ ○ (則120条の2第1項)	エ ○ (則139条の4第2項)	25/12/10
206	肢Aの解説2～3行目	「被保険者」については	「配偶者」については	25/6/11

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
8	問25 (H29-54) の問題2行目	「1年以上10年以下の懲役又は	「1年以上10年以下の拘禁刑又は	25/8/13
9	問23 (R03-1C) の解説1行目	設問のとおりである。「労働者の意思に反して	設問のとおりである。なお、「労働者の意思に反して	25/8/13
49	問122 (H28-3C) の解説1行目	昭63.3.14基発150号。あくまで、	昭63.3.14基発150号。設問のとおりである。なお、あくまで、	26/1/7
69	問164 (R04-2C) の解説1行目	平11.3.31基発168号。使用者が	昭63.3.14基発150号。使用者が	25/10/8
79	問190 (R05-2エ) の解説2行目	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問18 (R06-8) 肢Eの解説4～5行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限(14日以内など)はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、所轄労働基準監督署長への報告義務はない。	25/10/8

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	問22 (R04-8) 肢Cの解説 9～13行目	設問の甲社は、②に該当する（なお、鉄骨造のビル建設工事の仕事を行う事業であるため店社安全衛生管理者を選任すべき規模は、労働者数が常時20人以上50人未満の場合であり①にも該当する）ため、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。	設問の甲社は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない事業場であるため、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。	25/11/12
51	問67 (R06-9C) の解説 1～3行目	この規定から除かれるのは労働基準法36条11項（新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務）、41条の2（高度プロフェSSIONナル制度）の	この規定から除かれるのは労働基準法41条の2（高度プロフェSSIONナル制度）の	25/10/8

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	問47 (R06-2) の解説 2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前2年間（受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間）であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされるが、私傷病を理由として賃金を受けなかった期間は算定対象期間に加算されない。	①算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日(令和5年11月5日)前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われぬ。	25/12/10
35	問80 (R01-2㉔) の解説 1行目	設問のとおりである。設問以外の年齢の者の受給資格者に	設問のとおりである。なお、設問以外の年齢の者の受給資格者に	25/11/12
101	問224 (R06-5㉔) の解説 1行目	則139条の4第3項。設問のとおりである。	則139条の4第2項。設問のとおりである。	25/12/10

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問27 (R06-雇8C) の正誤	×	○	25/12/10

2026基礎講義 訂正情報

上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
211	図「失業等給付等の全体像」の「教育訓練休暇給付金」枠右		<p>(「※」を削除)</p>	25/1/22

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
155	参考事例の本文7行目	更に平均賃金算定の基礎に 参入 されない賃金	更に平均賃金算定の基礎に 算入 されない賃金	25/12/10

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
89	表「●特定機械等に係る検査等のまとめ」の行「労働基準監督署長」の列「検査の対象となる主な特定機械等」	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種圧力容器 ・ボイラー* ・クレーン ・デリック ・エレベーター ・建設用リフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種圧力容器 ・ボイラー*¹ ・クレーン ・デリック ・エレベーター ・建設用リフト*² 	26/1/7
89	表「●特定機械等に係る検査等のまとめ」下の※書き	※変更検査及び使用再開検査については、移動式ボイラーを含む。	<p>※¹ 変更検査及び使用再開検査については、移動式ボイラーを含む。</p> <p>※² 建設用リフトについては使用再開検査を除く。</p>	26/1/7
114	1行目	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項)	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項、 則35条)	25/11/12
120	表「就業制限業務とその業務に就くことができる者(主なもの)」の、業務の区分「大型ボイラー・第一種圧力容器溶接業務」の、「必要な資格」	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	25/11/12
120	同表・業務の区分「最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く)業務」の、「必要な資格」	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工 管理 技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	25/11/12
120	同表・業務の区分「機体重量3トン以上のブルドーザーの運転(道路上を走行させる運転を除く)業務」の、「必要な資格」	車両系機械運転技能講習	車両系 建設 機械運転技能講習	25/11/12

労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
124	下から3行目	ただし、失格するわけではないので、第3順位から	ただし、失権するわけではないので、第3順位から	25/11/12
242	巻末条文第47条の3の5行目	保険給付の支払を1時差し止める	保険給付の支払を 一 時差し止める	25/12/10

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
187	上から7行目	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた 期間 が実施	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた 機関 が実施	25/11/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
199	表の区分②	② 上記①の者で、特定一般教育訓練を受け、修了した者	② 特定一般教育訓練を受け、修了した者	26/1/7
221	下から3行目	月の一部のみについて、これらの休業又は休暇をした場合には、	月の一部のみについて、これらの休業又は休暇をした場合には、	25/11/12

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
342	上から2行目	●日雇特例被保険者の保険料額	●日雇特例被保険者の保険料日額	26/3/11
395	巻末条文第40条第1項の末尾	→本書114頁「標準報酬月額等級表」	→本書116頁「標準報酬月額等級表」	26/3/11
413	巻末条文第124条第1項の末尾	→本書340頁「日雇特例被保険者の	→本書342頁「日雇特例被保険者の	26/3/11

国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
268	表の右列、下から2つ目	例えば、賃金変動率が1%減の0.990、物価変動率が1%増の1.010であれば、年金額の改定はなく、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も、前年度と同じになる。	例えば、賃金変動率が1%減の0.990、物価変動率が1%増の1.010であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も、賃金下落率1%で減額改定される。	26/3/11
268	表の右列、下から1つ目	例えば、賃金変動率が2%減の0.980、物価変動率が1%減の0.990であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も物価下落率1%で減額改定される。	例えば、賃金変動率が2%減の0.980、物価変動率が1%減の0.990であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も賃金下落率2%で減額改定される。	26/3/11

2026択一強化オリジナル問題集 訂正情報

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
32	問65の問題3行目	所定の予告期間及び予定手当が必要	所定の予告期間及び解雇予告手当が必要	25/12/10

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	問183の解説	法63条1項6号。設問のとおりである。	法63条1項7号。設問のとおりである。	25/12/10

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問40の問題2行目	請負金額に労務比率を乗じて	請負金額に労務費率を乗じて	26/1/7
29	問56の解説6行目	起算して50日以内(翌日起算)	起算して50日以内(当日起算)	26/1/7
39	問76の解説3行目	「30日」を経過した日(翌日起算)を	「30日」を経過した日(当日起算)を	26/3/11
45	問89の解説2行目	日から「50日以内」(翌日起算)	日から「50日以内」(当日起算)	26/1/7

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
47	問93の解説1～2行目	なお、保険年度の中途に保険関係が消滅した場合には、	なお、前保険年度より保険関係が引き続く場合には、	26/2/4
47	問93の解説6～7行目	日から50日以内（翌日起算）	日から50日以内（当日起算）	26/1/7

労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問36の問題7行目	該空白期間が1年以上であるとき	該空白期間が3月以上であるとき	26/2/4

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
33	問67の解説4行目	の申出が受理された日「の属する月の末日が到来したとき」に、	の申出が受理された日「の属する月の末日が到来したときは、その翌日」に、	26/3/11

2026総まとめ講座 訂正情報

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
301	表「■保険者」の行「準備金」の列「全国健康保険協会」	保険給付の1月分（一事業年度当たりの平均額の12分の1）	保険給付の1月分＋子ども・子育て支援納付金の1月分に相当する額を超えない範囲内において定める額	26/1/7
301	表「■保険者」の行「準備金」の列「健康保険組合」	保険給付の3月分（当分の間は2月分）＋後期高齢者支援金等の1月分	保険給付の3月分（当分の間は2月分）＋後期高齢者支援金等の1月分＋子ども・子育て支援納付金の1月分に相当する額を超えない範囲内において定める額	26/1/7